

ことばの意味

女子差別撤廃条約	あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、昭和54年に国連総会で採択されました。日本は、男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の措置を講じた後、昭和60年に批准しました。
男女雇用機会均等法	雇用の分野において女性と男性が均等な機会と待遇が確保されることなどを目的として昭和61年に施行。平成9年の改正により、差別の禁止規定や、積極的差別是正措置の促進、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する配慮義務などが、新たに加われました。
育児・介護休業法	育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することなどを目的として平成4年に施行。平成22年6月30日より子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現等を盛り込んだ改正法が施行されました。
男女共同参画社会基本法	男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画し、均等な利益の享受と共に責任を担うべき社会である「男女共同参画社会」の形成についての基本理念等を明らかにした法律で、平成11年6月に施行されました。
配偶者からの暴力防止法（DV防止法）	配偶者（事実上の婚姻関係にある男女、離婚後に被害を受けている人も含める）からの暴力の防止と被害者の保護を目的とする法律で、平成13年10月に施行しました。裁判所による保護命令などが規定されています。平成20年施行の法改正では被害者の定義の拡大、市町村に基本計画策定の努力義務などが盛り込まれました。
性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」などに表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があるとして、性別によって役割を固定化する考え方や意識をいいます。結果的に男女格差を生み出しています。
セクシュアル・ハラスメント	「性的嫌がらせ」のことで、職場においては、労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。被害は男女どちらにもおこりえますが、圧倒的に女性が被害を受けることが多く、学校や地域社会などでもおきています。
ジェンダー	「女らしさ」「男らしさ」などそれぞれの性にふさわしいと期待される行動や態度を人が育つ過程で身につけていく「文化的、社会的につくられた性差」のことで、生物学的な性別（セックス・sex）と区別して用いられています。
ポジティブ・アクション	「積極的改善措置」のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。
デートDV	結婚していない交際中の男女間における暴力のこと。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳されます。男女がともに、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に応じて多様な生き方が選択、実現できる状態のことをいいます。

男女がともに つくるまちづくり 市民意識調査報告書概要版

平成23年（2011年）3月
発行 茨木市 総務部 人権・男女共生課
電話：072（620）1640
E-mail：jinken@city.ibaraki.lg.jp

